



2025年5月29日

各 位

会社名 株式会社プロトコーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 神谷 健司  
(コード番号 4298 東証プライム・名証プレミア)  
問合せ先  
役職・氏名 執行役員 鈴木 毅人  
電話 052-934-2000

### 株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年4月25日付で公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2025年4月25日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)及び株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025年5月29日から2025年6月15日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年6月16日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、2025年4月25日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)に関して必要なご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

##### ① 併合する株式の種類

普通株式

##### ② 併合比率

当社株式について、13,614,480株を1株に併合いたします。

##### ③ 減少する発行済株式総数

40,309,404株(注1)

(注1) 減少する発行済株式総数は、当社が2025年2月4日に公表した「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕連結」(以下「当社第3四半期決算短信」といいます。)に記載された2024年12月31日現在の当社の発行済株式総数(41,925,300株)から、当社が、2025年4月25日開催の取締役会において決議した、2025年6月17日時点で消却する予定の自己株式数1,615,894株(2025年4月11日時点で当社が所有する自己株式1,523,734株に、当社が2025年6月17日までに無償取得する予定の株式付与E S O P信託が所有する当社

株式 92,160 株を加えた株式数)を除いた株式数を前提としております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

40,309,406 株 (注 2)

(注 2) 効力発生前における発行済株式総数は、当社第 3 四半期決算短信に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (41,925,300 株) から、当社が、2025 年 4 月 25 日開催の取締役会において決議した、2025 年 6 月 17 日時点で消却する予定の自己株式数 1,615,894 株 (2025 年 4 月 11 日時点で当社が所有する自己株式 1,523,734 株に、当社が 2025 年 6 月 17 日までに無償取得する予定の株式付与 E S O P 信託が所有する当社株式 92,160 株を加えた株式数)を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

2 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

8 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社夢現 (以下「夢現」といいます。) 以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。) に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が当社の株主を最終的に株式会社フォーサイト (以下「公開買付者」といいます。)、夢現、公開買付者の代表取締役である横山博一氏 (以下「横山博一氏」といいます。)、当社の専務取締役である横山宗久氏 (以下「横山宗久氏」といいます。) 並びに当社の株主かつ横山博一氏及び横山宗久氏の親族である横山順弘氏 (以下「横山順弘氏」といいます。また、夢現、横山博一氏、横山宗久氏及び横山順弘氏を総称して、以下「本不応募合意株主」といいます。) の全部又は一部のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が 2025 年 6 月 16 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者が 2025 年 2 月 5 日から 2025 年 4 月 4 日までを公開買付期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 2,100 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合がございます。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となるが見込まれる者の氏名又は名称  
公開買付者である株式会社フォーサイト

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となることを見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、株式会社三菱UFJ銀行からの借入れによって確保することを予定しているとのことです。

当社は、公開買付者が2025年2月5日に提出した公開買付届出書及びそれに添付された融資証明書を確認することによって公開買付者における資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- (iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年7月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年7月下旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2025年8月下旬から9月上旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年6月17日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

## 2. 第2号議案（定款一部変更の件）

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は8株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株主の権利制限）及び第9条（単元未満株主の売渡請求）の全文を削除し、第11条（株式取扱規則）を変更し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は最終的に公開買付者及び本不応募合意株主の全部又は一部のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（基準日）及び定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

なお、当該変更の内容の詳細は、2025年4月25日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

また、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年6月18日に効力が発生する予定です。

### 3. 株式併合の日程

臨時株主総会開催日	2025年5月29日(木)
整理銘柄指定日	2025年5月29日(木)
当社株式の売買最終日	2025年6月13日(金)(予定)
当社株式の上場廃止日	2025年6月16日(月)(予定)
本株式併合の効力発生日	2025年6月18日(水)(予定)

以上